

改善報告書

令和6年7月10日

1. 大学名：日本歯科大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学生の懲戒については、学則、学生便覧等に示しているものの、その方法や判断基準、審議機関等、学生の処分の手続きについての定めが不十分であり、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

学生懲戒について、学生処分の手続きの必要事項を定めた懲戒規程を作成すべく、評価チーム報告書案の受領後から、両学部・両研究科合同の懲戒規程整備検討会議において、「学生指導内規」の内容と齟齬がないか確認を行いながら検討を重ね、令和5年11月の教授会の審議を経て承認され、令和6年4月1日付で「日本歯科大学学生懲戒規程」として制定した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

- ・懲戒規程整備検討会議記録（第1回～第3回）
- ・日本歯科大学生命歯学部令和5年11月定例教授会記録
- ・日本歯科大学新潟生命歯学部令和5年11月定例教授会記録
- ・日本歯科大学学生懲戒規程